

あお とり せいかつかいごじぎょう だい たんい じゅう よう じ こう せつ めい しょ
青い鳥（生活介護事業 第2単位） 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第9条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

せいかつかいご ていきょう じぎょうしゃ
1 生活介護サービスを提供する事業者について

じぎょうしゃめいしやう 事業者名称	しゃかいふくしほうじん まど 社会福祉法人こころの窓
だいひょうしやしめい 代表者氏名	りぢちやう たなかけんご 理事長 田中研吾
ほんしやしよざいち 本社所在地 (連絡先)	おおさかふさかいしひがしくひ きしやうにしまち ちやう ばん ごう 大阪府堺市東区日置荘西町8丁1番1号 ほうじんほんぶ 法人本部 TEL 072-286-2260 FAX 072-286-2268
ほうじんせつりつねんがっぴ 法人設立年月日	へいせい ねん がつ4にち 平成14年12月4日

りやうしや ていきょう たんとう じぎょうしよ
2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

じぎょう しよざいちとう
(1) 事業の所在地等

じぎょうしよめいしやう 事業所名称	あお とり 青い鳥
サービスの 主たる対象者	ちてきしやう しや さいみまん もの のぞ 知的障がい者（18歳未満の者を除く） せいしんしやう しや さいみまん もの のぞ 精神障がい者（18歳未満の者を除く）
おおさかふしてい 大阪府指定 事業所番号	せいかつかいご ごう へいせい ねん がつ にちしてい 生活介護 2716200296号（平成20年3月1日指定）
かんりしや 管理者	たなかけんご 田中研吾
かんりせきにんしや サービス管理責任者	いしいひろし かたやまともひろ きむられいこ きんのえみこ たなかけんご 石井啓史 片山智博 木村礼子 金野恵美子 田中研吾
じぎょうしよしよざいち 事業所所在地	おおさかふさかいしひがしくひ きしやうにしまち ちやう ばん ごう 大阪府堺市東区日置荘西町8丁1番1号
れんらくさき 連絡先	TEL 072-286-2260 FAX 072-286-2268 たなかけんご 田中研吾

そうだんたんとうしゃめい 相談担当者名		
じぎょうしょ つうじょう 事業所の通常の じぎょうじっしち 事業実施地域	さかいしきたく ひがしく みはらく ぜんいき 堺市北区、東区、美原区の全域	
じぎょうしょ おこ 事業所が行なう た していしょう 他の指定障がい ふくし 福祉サービス	しゅうろうけいぞくしえんBがた 就労継続支援B型	ごう へいせい ねん がつ にちしてい 2716200296号（平成20年3月1日指定）
りょうていいん 利用定員	めい 20名	
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成20年3月1日	

(2) 事業の目的および運営方針

<p>事業の目的</p>	<p>社会福祉法人こころの窓（以下「事業者」という。）が設置する青い鳥（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）及び就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護及び指定就労継続支援B型（以下「指定生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とします。</p>
<p>運営方針</p>	<p>1 指定生活介護の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとします。</p> <p>2 指定生活介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとします。</p> <p>3 前項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。</p>

(3) 営業日及び営業時間

<p>営業日</p>	<p>月曜日から土曜日までです。</p>
<p>営業時間</p>	<p>午前9時から午後4時30分までです。</p>

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日までです。
サービス提供時間	午前9時15分から午後3時45分までです。

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄骨造2階建
敷地面積	1571 m ²
延床面積	1315.01 m ²

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備 考
訓練・作業室	4室	生活介護第2単位専有部分
食堂	1室	就労継続支援B型と共有
相談室	1室	就労継続支援B型、相談支援事業所青い鳥と共有
医務室	1室	就労継続支援B型と共有
洗面所	1室	
便所	7室	男子便所2、女子便所2、車椅子用便所2、便所1
休憩室	3室	就労継続支援B型と共有
多目的室	3室	就労継続支援B型と共有
女子更衣室	1室	就労継続支援B型と共有
洗面更衣室	1室	就労継続支援B型と共有
エレベータ	1基	就労継続支援B型と共有

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

し よ く し ゆ 種 職	職 務 内 容
かんりしや 管理者	<p>かんりしや しよくいん かんり していせいかつかいご りよう もう こ かわ 管理者は、職員の管理、指定生活介護の利用の申し込みに係る ちようせい ぎようむ じっしじようきよう はあくそのほか かんり いちげんてき おこな 調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと ほうれいどう きてい していせいかつかいごじっし かん もに、法令等において規定されている指定生活介護実施に関し、 じぎようしよ しよくいん たい じゆんしゆ ひつよう しれいめいれい おこな 事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>
し よ く し ゆ 種 職	しよ く む ない よう 職 務 内 容
かんりせきにんしや サービス管理責任者	<p>(1) てきせつ ほうほう りようしや ゆう のうりよく お かんきよう 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境 およ になちじようせいかつぜんばん じようきようとう ひようか つう りようしや きぼう 及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する せいかつ かだいとう はあく い か おこな 生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、 りようしや じりつ になちじようせいかつ いとな しえん 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する うえ てきせつ しえんないよう けんとう 上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) りようしや じりつ になちじようせいかつ いとな しえん 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援 うえ てきせつ しえんないよう けんとう する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) およ しえんないよう けんとうけつか もと じぎようしよ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が てききよう していせいかつかいごいがい ほけんいりよう また た 提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の ふくし とう れんけい ふく りようしや せいかつ たい いこう 福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、 そうごうてき しえん ほうしん せいかつぜんばん しつ こううえ かだい してい 総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定 せいかつかいご もくひようおよ たつせい じき していせいかつかいご ていきよう うえ 生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上 りゆうじこうなど きさい せいかつかいごけいかく げんあん ざくせい での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成します。</p> <p>(3) せいかつかいごけいかく げんあん ないよう りようしや たい せつめい ぶんしよ 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書によ りようしや どうい え うえ さくせい せいかつかいごけいかく きさい り利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した しよめん りようしや こうふ 書面を利用者に交付します。</p> <p>(4) せいかつかいごけいかくさくせい せいかつかいごけいかくけいかく じっしじようきよう はあく 生活介護計画作成後、生活介護計画計画の実施状況の把握 りようしや けいぞくてき ふく おこな （利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとと すく げつ かいじよう せいかつかいごけいかく みなお おこな もに、少なくとも6ヶ月に1回以上、生活介護計画の見直しを行 ひつよう おう せいかつかいごけいかく へんこう い、必要に応じて生活介護計画を変更します。</p> <p>(5) りようもうしこみしや りよう さい しょう ふくし じぎようしやとう 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に たい しょうかいとう りようもうしこみしや しんしん じようきよう じぎようしよがい 対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外に していしよう ふくし とう りようじようきようとう はあく おける指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) りようしや しんしん じようきよう お かんきようとう て 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、 りようしや じりつ になちじようせいかつ いとな ていきてき 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的 けんとう じりつ になちじようせいかつ いとな みと に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認め</p>

	<p>られる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
生活支援員	<p>生活支援員は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。</p>
医師	<p>医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行います。</p>
看護職員	<p>看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行います。</p>
運転手	<p>運転手は、利用者が安定して通所できるよう毎日の送迎を行います。</p>
調理員	<p>調理員は、調理及び調理に関する厨房業務を行います。</p>
事務職員	<p>事務職員は、必要な事務を行います。</p>

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1.0	
サービス管理責任者	5	1	4			3.0	
生活支援員	29	14	2	11	2	24.9	
医師	1				1	0.1	
看護職員	1				1	0.1	
調理員	1				1	0.7	
事務職員	1		1			1.0	

(3) 勤務体系

職種	勤務体系
----	------

かんりしゃ 管理者	8 : 15～16 : 45 かいぎび (会議日は 8 : 15～18 : 15)
かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	8 : 15～16 : 45 かいぎび (会議日は 8 : 15～18 : 15)
せいかつしえんいん 生活支援員	8 : 15～16 : 45 または 17 : 00 かいぎび (会議日は 8 : 15～18 : 15)
いし 医師	まいつきだい もくようび 毎月第1木曜日 14 : 00～15 : 00
かんごしょくいん 看護職員	8 : 45～17 : 15 だい どようび (第1土曜日は 9 : 30～15 : 30)
ちょうりいん 調理員	8 : 30～12 : 30 9 : 00～13 : 00 せい (シフト制)
じむしょくいん 事務職員	8 : 15～17 : 00 かいぎび (会議日は 8 : 15～18 : 15)

5 提供するサービスの内容及び料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
せいかつかいごけいかく 生活介護計画の 作成	りようしゃ いこう しんしん じょうきょうとう おこな せいかつぜんばん 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般 の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した 生活介護計画を作成します。
しょくじ ていきょう 食事の提供	きぼう りようしゃ しんたいじょうきょう しこう はいりよ しょくじ ていきょう 希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供 します。
にゅうよくまた せいしき 入浴又は清拭	にゅうよく ひつよう おう かいじょ かくにん おこな りようしゃ しんしん 入浴について必要に応じて介助や確認を行います。利用者の心身 の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な 方法で実施します。
しんたいとう かいご 身体等の介護	りようしゃ じょうきょう おう てきせつ ぎじゆつ しょくじ せいよう こうい 利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・ 排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
せいさんかつどう 生産活動	けいさぎょうとう せいさんかつどう きかい ていきょう 軽作業等の生産活動の機会を提供します。 以下の生産活動を行っています。 ①線香商品関係（商品箱の組立等） ②自転車部品関係（車輪スポーク差し等） ③金属部品関係（商品ネジのパッケージング、部材組立等） ④新聞回収・アルミ缶リサイクル作業 ⑤清掃作業

	<p>こうちん しはら <工賃の支払い> じょう き せいさんかつどう じぎょうしゅうにゆう ひつようけいひ さ ひ がく 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に そうどう きんがく こうちん せいさんかつどう じゅうじ りようしゃ しはら 相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払 います。</p>
そうさくてきかつどう 創作的活動	<p>けいさぎょうどう そうさくてきかつどう きかい ていきょう 軽作業等の創作的活動の機会を提供します。 い か そうさくてきかつどう おこな 以下の創作的活動を行っています。 せいさく ① アイロンビーズ制作 え かいが え お え ② ぬり絵・絵画・ちぎり絵・折り紙 きせつぎょうじ あ かざ ものせいさく ③ 季節行事に合わせた飾り物制作</p>
しんたいきのうおよ 身体機能及び にちじょうせいかつのうりよく 日常生活能力の い じ こうじょう 維持・向上のため しえん の支援	<p>しんたいきのう い じ こうじょう しょくじ か じ どう にちじょうせいかつのうりよく こうじょう 身体機能の維持向上や、食事・家事等の日常生活能力を向上す くんれんどう おこな るための訓練等を行います。</p>
せいかつそうだん 生活相談	<p>りようしゃおよ かぞく きぼう せいかつ りようしゃ しんしん じょうきょうどう 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等 はあく てきせつ そうだん じよげん えんじょう おこな 把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。</p>
けんこうかんり 健康管理	<p>りようしゃ どうやくかんり しつべいよぼう つと しよくたくい し 利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、 けんこうしんだんび もう けんこうかんり おこな いりょうきかん れんらく 健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡 ちょうせい きょうりよくいりょうきかん つう けんこうほ じ てきせつ しえん 調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を おこな 行います。</p>
ほうもんしえん 訪問支援	<p>ひつよう おう りようしゃ かぞく どうい りようしゃたく ほうもん てきせつ 必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な そうだん じよげん えんじょう おこな 相談・助言・援助等を行います。</p>
そうげい 送迎サービス	<p>じしゅつうしょ ばあい きぼう そうげい おこな 自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。</p>

(2) サービス料金

りようりょうきん じひょう
 利用料金は、次表のとおりです。

	くぶん 区分6	くぶん 区分5	くぶん 区分4	くぶん 区分3	くぶん 区分2以下
りようりょう 利用料	えん 11,023円	えん 8,212円	えん 5,740円	えん 5,135円	えん 4,604円
りようしゃふたんがく 利用者負担額	えん 1,102円	えん 821円	えん 574円	えん 513円	えん 460円

ていきょう りょうきん りょうしゃふたながく
 <提供サービスの料金とその利用者負担額について>

てききょう こうせいろうどうしょう こくじ たんか りょうりょう はっせい
 提供サービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

りょうしゃふたん げんざい りょう しょとく ちゃくもく ふたん しく わり ていりつふたん しょとく
 利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得

おう ふたんじょうげんげつがく せってい
 に応じた負担上限月額の設定)となっています。

ていりつふたん じつびふたん ていしょとく かた はいりょ けいげんさく こう
 定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

しょう ふくし ていりつふたん しょとく おう ふたんじょうげんげつがく せってい つき
 ※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に

りょう りょう いじょう ふたん しょう
 利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

ふたんじょうげんげつがくとう かん しょうさい す しょうそんまどぐち といあわ
 負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

かいごきゅうふひどう じぎょうしゃ だいりじゆりょう おこな りょうしゃ しょうかんばら きぼう
 ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望す

る)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス

ていきょうしょうめいしょ こうふ りょうしゅうしょ そ す しょうそん かいごきゅうふひどう
 提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の

しきゅう りょうしゃふたながく のぞ しんせい
 支給(利用者負担額を除く)を申請してください

かさんこうもく
 【加算項目】

じぎょうしょ たいせい かひょう りょうきん かさん
 ① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

かさんこうもく 加算項目	りょうりょう 利用料	りょうしゃふたながく 利用者負担額	ない 内	よう 容
じんいん はいち たいせい かさん 人員配置体制加算	2,811円	さき わり 左記の1割	つうじょう てあつ じんいん はいち おこな 通常より手厚い人員配置を行って	ばあい りょう にち かさん いる場合、利用1日につき加算されま す。
ふくし せんもん しょくいん はいち 福祉専門職員配置 とうかさん 等加算(I)	えん 159円	さき わり 左記の1割	ばあい (I)(II)の場合 せいかつしえんいん ゆうしかくしゃ いって 生活支援員のうち、有資格者が一定	わりあいじょうばあい りょう にち かさん 割合以上場合、利用1日につき加算さ れます。 (III)

			せいかつしえんいん きんむけいたい じょうきん 生活支援員のうち、勤務形態が常勤 のものが75%、又は勤続年数が3以上 のものが30%を超える場合、利用1日 につき加算されます。
じょうきんかんごしよくいんとう 常勤看護職員等 はいちかさん 配置加算	算定無	さきわり 左記の1割	かんごしよくいん じょうきんかんさん めい い じょう 看護職員を常勤換算で1名以上 配置している場合、利用1日につき 加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

かさんこうもく 加算項目	りょうりょう 利用料	りょうしゃふたながく 利用者負担額	ない 内 よう 容
しょきかさん 初期加算	えん 318円	さきわり 左記の1割	りょう しょきだんかい かいし サービス利用の初期段階（開始か ら30日間）において、利用1日に つき加算されます。
けっせきじたいおうかさん 欠席時対応加算	えん 997円	さきわり 左記の1割	りょうしゃ きゅうびょうとう りょう 利用者が急病等により利用を 中止した場合に、連絡調整や相談 援助を行った場合に加算されま す。 つき かい かさん 月4回まで加算されます。
しょくじてききょうたいせいかさん 食事提供体制加算	えん 318円	さきわり 左記の1割	しきゅうけつてい りょうしゃ じぎょうしょ 支給決定のある利用者事業所が しょくじ てききょう ばあい にか 食事を提供した場合、1日につき 加算されます。
りょうしゃふたんじょうげんがく 利用者負担上限額 かんりかさん 管理加算	えん 1,591円	さきわり 左記の1割	りょうしゃ いらい りょうしゃ 利用者の依頼により、利用者の ふたんじょうげんげつがく こ ことぎょうしゃ 負担上限月額を超えて事業者が りょうしゃふたながく ちょうしゅう 利用者負担額を徴収しないよう に、利用者負担額の徴収方法の かんり おこな ばあい かさん 管理を行った場合に加算されま す。
じゅうどしょうがいしゃえん 重度障害者支援 かさん たいせい 加算(Ⅱ)(一)体制を ととの ばあい 整えた場合	えん 74円	さきわり 左記の1割	じゅうど しょうがい にんてい う 重度障害認定を受けている りょうしゃ つうしょ じぎょうしょ 利用者が通所する事業所におい て、一定の要件を満たした支援 たいせい ととの ばあい かさん 体制を整えている場合に加算され

			ます。
じゅうどしょうがいしゃしえん 重度障害者支援 かさん しえん 加算(Ⅱ)(二)支援を おこな ばあい 行った場合	えん 1,909円	さ き わり 左記の1割	じゅうど しょうがい にんてい う 重度障害認定を受けている りようしゃ たいし いてい ようけん 利用者に対し、一定の要件を みたしたしえん じっし ばあい 満たした支援が実施された場合に かさん 加算されます。
そうげいかさん 送迎加算	えん 222円	さ き わり 左記の1割	じぎょうしょ りようしゃ たい そうげい おこな 事業所が利用者に対し、送迎を行 ばあい かたみち かさん った場合、片道につき加算されま す。
そうげいかさん じゅうど 送迎加算(重度)	えん 297円	さ き わり 左記の1割	そうげい りようしゃ ぜんたい し じゅうど 送迎利用者全体に占める重度 りようしゃ わりあい いていうえ ばあい 利用者の割合が一定以上の場合、 そうげいりようしゃぜんいん たいしかたみち 送迎利用者全員に対し片道につき かさん 加算されます。

6 その他の費用について

ない よう 内 容	りよう 料	きん 金
にゆうよく かかわ すいひ 入浴サービスに係る光熱水費	かい えん 1回につき	300円
にちようひんひ じっぴ 日用品費の実費	じっぴそうとうがく 実費相当額	
しょくじ てききょう かかわ ひよう 食事の提供に係る費用	ちゅうしょく しょく えん 昼食：1食につき	600円 (うち食材料費 350円)
そうげいさーびす てききょう かかわ ひよう 送迎サービスの提供に係る費用	つうじょう じぎょう じっし ちいきはんい 通常の事業の実施地域範囲内は むりよう ただ つうじょう じっし ちいきが 無料、但し、通常の実施地域外へ そうげい の送迎サービスについては、 ねんりようひ じっぴふたん 燃料費のみの実費負担として片道 かい えん かげつ ふたん 1回につき 100円(1ヶ月の負担 がくじょうげん えん 額上限は3,000円)	
しどうおよ まいにち しょう ブラッシング指導及び毎日のブラッシングに使用する使 は だい しどう じゅこうしゃおよ こうにゆう い捨て歯ブラシ代(ブラッシング指導受講者及び購入 きぼうしゃ 希望者)	げつ えん 1ヶ月につき	100円
ほかになじょうせいかつ つうじょうひつよう かかわ その他日常生活において通常必要となるものに ひよう りようしゃ ふたん てきとう る費用であって、その利用者に負担させることが適当	じっぴそうとうがく 実費相当額	

<p>みと じっぴ と認められるものの実費</p>	
<p>りょう キャンセル料</p>	<p>かまえ れんらく ばあい 2日前までのご連絡の場合、キャンセル料は不要です。</p>
	<p>にちまえ れんらく ばあい 2日前までにご連絡がない場合、キャンセル料として食材料費相当額を請求いたします。(キャンセル料の徴収回数上限は月に4回までとします。)</p>

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

<p>りょうしゃ ふたん がく 利用者負担額 ほか ひょう の他の費用の しはら ほうほう 支払い方法について</p>	<p>りょうしゃ ふたん がく およ た ひょう りょう つき 利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の27日に、原則として口座自動振りかえ しはら ねが ばあい 振替にてお支払いをお願いいたします。ただし、これによりがたい場合は、現金または口座振込でお願いいたします。 しはら かくにん かなら りょうしゅうしょ わた ほかん お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管 ねが かい ごきゅう ふひどう しちょうそん きゅうふ う をお願いいたします。また、介護給付費等について市町村より給付を受けた ばあい じゅりょうつうち わた かなら ほかん ねが 場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いいたします。</p>
---	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い

期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、

契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

てききょう さきだ じゅきゅうしやししょう きさい しきゅうりょう しきゅうないよう りょうしゃ
サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者
ふたん じょうげんげつがく かくにん じゅきゅうしやししょう じゅうしょ しきゅうりょう へんこう
負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更が
ばあい すみ じぎょうしゃ し
あった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 生活介護計画の作成

かくにん しきゅうけつていないよう そ りようしゃおよ かぞく いこう はいりよ せいかつかいご
 確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「生活介護
 けいかく さくせい さくせい せいかつかいごけいかく あん だんかい りようしゃまた かぞく
 計画」を作成します。作成した「生活介護計画」については、案の段階で利用者又は家族
 ないよう せつめい りようしゃ どうい え うえ せいあん かくにん ねが
 に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願い
 いたします。

せいかつかいごけいかく へんこうとう
 (3) 生活介護計画の変更等

せいかつかいごけいかく りようしゃとう しんしん じょうきょう いこう へんか ひつよう おう
 「生活介護計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じ
 へんこう
 て変更することができます。

ぎやくたい ぼうし
 9 虐待の防止について

じぎょうしゃ りようしゃとう じんけん ようご ぎやくたい ぼうしとう しょうがいしゃぎやくたい ぼうし
 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、
 しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう じゅんしゆ
 障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとと
 か き たいさく こう
 もに、下記の対策を講じます。

ぎやくたいぼうし かん せきにんしゃ せんてい
 ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎやくたいぼうし かん せきにんしゃ 虐待防止に関する責任者	ぎやくたいぼうし せきにんしゃ いしいひろし 虐待防止責任者 石井啓史
-----------------------------------	--

せいねんこうけんせいど りよう しえん
 ② 成年後見制度の利用を支援します。

くじょうかいけつたいせい せいび
 ③ 苦情解決体制を整備しています。

じゅうぎょうしゃ たいするぎやくたいぼうし けいはつ・ふ きゆう けんしゅう じっし
 ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

ひみつ ほじ こじんじょうほう ほご
 10 秘密の保持と個人情報保護について

りようしゃおよ ① 利用者及びその かぞく かん の家族に関する ひみつ ほじ 秘密の保持 について	じぎょうしゃ りようしゃ こじんじょうほう こじんじょうほう ほご かん ほうりつ およ 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及 こうせいろうどうしやう さくてい ふくし じぎょうしゃ こじんじょうほう てきせつ と あつか び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱い のためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 じぎょうしゃおよ じぎょうしゃ しょう もの い か じゅうぎょうしゃ ○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービ てききょう うえ し え りようしゃおよ かぞく ひみつ せいとう りゆう ス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、 だいさんしゃ も 第三者に漏らしません。 ひみつ ほじ ぎむ てききょうけいやく しゅうりよう あと ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後にお
--	--

	<p>いても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者^{じぎょうしゃ じゅうぎょうしゃ}に業務^{ぎょうむ}上^{じょう}知^ちり^り得^えた利用者^{りようしゃ}又はその家族^{かぞく}の秘密^{ひみつ}を保持^{ほじ}させるため、従業者^{じゅうぎょうしゃ}である期間^{きかん}及び従業者^{じゅうぎょうしゃ}でなくなった後^{あと}においても、その秘密^{ひみつ}を保持^{ほじ}するべき旨^{むね}を、従業者^{じゅうぎょうしゃ}との雇用^{こよう}契約^{けいやく}の内容^{ないよう}とします。</p>
<p>② 個人情報^{こじん じょうほう}の保護^{ほご}について</p>	<p>○ 事業者^{じぎょうしゃ}は、利用者^{りようしゃ}からあらかじめ文書^{ぶんしょ}で同意^{どうい}を得^えない限り^{かぎり}、サービス担当者^{たんとうしゃ}会議^{かいぎ}等^{とう}で使用^しする等^{とう}、他の障^{しょう}がい福祉^{ふくし}サービス事業者^{サービス じぎょうしゃ}等に、利用者^{りようしゃ}の個人情報^{こじんじょうほう}を提供^{ていきょう}しません。また利用者^{りようしゃ}の家族^{かぞく}の個人情報^{こじんじょうほう}についても、当該利用者^{たうがいりようしゃ}の家族^{かぞく}からあらかじめ文書^{ぶんしょ}で同意^{どうい}を得^えない限り^{かぎり}、サービス担当者^{サービス たんとうしゃ}会議^{かいぎ}等^{とう}で使用^しする等^{とう}、他の福祉^{ふくし}サービス事業者^{じぎょうしゃ}等に利用者^{りようしゃ}の家族^{かぞく}の個人情報^{こじんじょうほう}を提供^{ていきょう}しません。</p> <p>○ 事業者^{じぎょうしゃ}は、利用者^{りようしゃ}及びその家族^{かぞく}に関する個人情報^{こじんじょうほう}が含ま^{ふく}れる記録物^{きらくぶつ}（紙^{かみ}によるもの^{ほかに}、電磁^{でんじて}的^{てき}記録^{ききろく}を含む^{ふく}。）については、善^{ぜん}良^{りょう}な管理^{かんり}者の注意^{ちゅうい}をもつて管理^{かんり}し、また処分^{しよぶん}の際^{さい}にも第三者^{だいさん}への漏洩^{ろうえい}を防止^{ぼうし}するものとします。</p> <p>○ 事業者^{じぎょうしゃ}が管理^{かんり}する情報^{じょうほう}については、利用者^{りようしゃ}の求め^{もと}に応^{おう}じてその内容^{ないよう}を開示^{かいじ}することとし、開示^{かいじ}の結果^{けつかけ}、情報^{じょうほう}の訂正^{ていせい}、追加^{ついか}または削除^{さくじょ}を求め^{もと}られた場合は、遅滞^{ちたい}なく調査^{ちようさ}を行い、利用^{りよう}目的^{もくてき}の達成^{たっせい}に必要な範囲^{ひつよう}内で訂正^{はんい}等^{ない}を行^{ていせい}うものとします。（開示^{かいじ}に際^{さい}して複写^{ふくしゃ}料^{りょう}などが必要な場合は利用者^{りようしゃ}の負担^{ふたん}となります。）</p>

11 緊急時^{きんきゅう じ}の対応方法^{たいおう ほうほう}について

① サービス提供^{ていきょう ちゅう}中に、利用者^{りようしゃ}に病状^{びょうじょう}の急変^{きゅうへん}が生^{しょう}じた場合^{ばあい}その他必要^{ほかひつよう}な場合は、速^{すみ}やかに主治^{しゅじ}の医師^{いし}への連絡^{れんらく}を行^{おこな}う等^{とう}の必要^{ひつよう}な措置^{そち}を講^{こう}じるとともに、利用者^{りようしゃ}が予^{あらかじ}め指定^{しゅじ}する連絡^{れんらく}先^{さき}にも連絡^{れんらく}します。

② 上記^{じょうき}以外^{がい}の緊急時^{きんきゅう じ}において、利用者^{りようしゃ}に病状^{びょうじょう}の急変^{きゅうへん}が生^{しょう}じた場合^{ばあい}その他必要^{ほかひつよう}な場合^{ばあい}に、下記^{かき}の対応^{たいおう}可能^{かのう}時間^{じかん}に連絡^{れんらく}を受けた際は、利用者^{りようしゃ}の状^{じょう}態^{たい}に応^{おう}じて、必要^{ひつよう}な対応^{たいおう}を行^{おこな}います。

連絡^{れんらく}先^{さき}：電話^{でんわ}番号^{ばんごう}072-286-2260 （対^{たい}応^{おう}可能^{かのう}時間^{じかん} 8：15～17:00）

12 協^{きょう}力^{りき}医療^{いりょう}機関^{きかん}について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただ

し、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	木村医院
医院長名	木村彰男
所在地	大阪府堺市中区大野芝町242-2
電話番号	072-237-5000
診療科	内科、循環器科、皮膚科、アレルギー科

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、

利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害

賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	堺市
	担当部・課名	障害福祉部 障害施策推進課
	電話番号	072-228-7818

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損保

保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

保障の概要 事業所に損害賠償責任が発生した場合に、身体事故について1名あたり

り1億円、1事故あたり10億円、財物事故について1事故あたり1千万

円を支払限度額として、損害賠償を行う。

14 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつ さだ しょうぼうけいかく たいおう 別に定める消防計画により対応いたします。
へいじ くんれん 平時の訓練	べつ さだ しょうぼうけいかく のっと じえいししょうぼうくんれん ねん かい ひなんくんれん 別に定める消防計画に則り、自衛消防訓練を年2回、避難訓練を かくづき じっし 隔月で実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	<ul style="list-style-type: none"> じどうかさいほうちき あり とうどうとう あり ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 がすもほうちき あり ひじょうつうほうそうち あり ・ガス漏れ報知器 有 ・非常通報装置 有 ひじょうようでんげん なし ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 しつないぼうかせん なし ・室内防火栓 無 <p>・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。</p> <p>・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）</p>
しょうぼうけいかく 消防計画	しょうぼうしょ とどけでび へいせい ねん がつ にち 消防署への届出日：平成15年10月8日 ぼうさいかんりしゃ ますぶちいちろう 防災管理者：増淵一郎
ほけんかにゆう 保険加入	ほんじぎょうしゃ かき そんがいばいしょうほけん かにゆう 本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 ほけんがいしゃめい どうわそんほ 保険会社名 あいおいニッセイ同和損保 ほけんめい かいごほけん しゃかいふくし じぎょうしゃそうごうほけん 保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険 ほしょう がいよう じぎょうしょ そんがいばいしょうせきにん はっせい ばあい しんたい 保障の概要 事業所に損害賠償責任が発生した場合に、身体 じこ 事故について1名あたり1億円、1事故あたり1 おくえん ざいぶつじこ じこ せんまんえん 0億円、財物事故について1事故あたり1千万円 しはらげんどがく そんがいばいしょう おこな を支払限度額として、損害賠償を行う。

15 苦情解決の体制及び手順

(1) 提供した指定生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付

けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

ほんじぎょうしょ ちいき す かた だいさんしゃいいん せんになん ちいきじゆうみん たちば
本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から

本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は

だいさんしゃいいん そうだん
第三者委員に相談することもできます。

だいさんしゃいいん しめい れんらくさき
第三者委員氏名・連絡先

おおがみきょういち つじ ごいちろう
大上恭一 072-296-1419 辻悟一郎 072-261-4944

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(3) 苦情受付担当者は以下の手順で業務を遂行します。

① 苦情受付に際し以下の内容について苦情申し出人に確認します。

苦情や相談の内容及び申出人の希望については書面にて記録します。

1. 苦情の内容 2. 苦情申し出人の希望等 3. 第三者委員への報告の要否

4. 苦情申し出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員への助言・

立会いの要否

② 3. 及び 4. が不要な場合は、事業所において、速やかに管理者等を中心とし

た相談・苦情処理のための会議を開催し、事実関係の確認、改善策の策定等を

行います。

③ 会議の結果をもち、苦情申し出人との話し合いによる解決を図ります。

④ 受け付けた苦情及び対応の経過は全て苦情解決責任者に逐次報告します。

⑤ 苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録します。

苦情解決責任者は以下の業務を行います。

① 申し出人との解決の際、必要に応じて第三者委員の助言及び立ち合いを求める

ことがあります。苦情申し出人からの求めも可能です。

② 苦情申し出人の報告要否についての希望を踏まえつつ、苦情解決結果について

第三者委員へ報告し、必要な助言を受けます。

③ 苦情申し出人に改善を約束した事項について、苦情申し出人、第三者委員に対し

て、一定期間経過後報告します。

④ 「事業報告書」や「機関紙」等実績を掲載し、公表します。(個人情報に

関するものは除きます)

じゅうだい じあん はんだん ばあい うけつけご さかいし えんご じっししゃとう うけつけないよう
重大な事案と判断される場合、受付後すぐに堺市、援護の実施者等に受付内容を

ほうこく かいけつ かいぜん けいか けっか ほうこく
報告し、解決・改善までの経過と結果についても報告します。

<p>じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】 しゃかいふくしほうじん まど 社会福祉法人こころの窓 ほうじんほんぶじむきょく あお とり ない 法人本部事務局（青い鳥 内）</p>	<p>しよざいじ おおさかふさかいしひがしくひ きしようにしまち 所在地 大阪府堺市東区日置荘西町 ちようばんごう 8丁1番1号 でんわばんごう 電話番号 072-286-2260 ばんごう ファックス番号 072-286-2268 うけつけじかん ごぜんじ ごごじ ぶん 受付時間 午前9時～午後4時30分</p>
<p>しちようそん まどぐち) 【市町村の窓口】 さかいし けんこうふくしきょく 堺市 健康福祉局 しょうがいふくしぶ しょうがいせさくすいしんか 障害福祉部 障害施策推進課</p>	<p>しよざいじ おおさかふさかいしきかくみなみかわらまち ばんごう 所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 でんわばんごう 電話番号 072-228-7818 ばんごう ファックス番号 072-228-8918 うけつけじかん ごぜんじ ごごじ 受付時間 午前9時～午後5時</p>
<p>していけんしゃ まどぐち) 【指定権者の窓口】 さかいし けんこうふくしきょく 堺市 健康福祉局 しょうがいふくしぶ しょうがいせさくすいしんか 障害福祉部 障害施策推進課</p>	<p>しよざいじ おおさかふさかいしきかくみなみかわらまち ばんごう 所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 でんわばんごう 電話番号 072-228-7818 ばんごう ファックス番号 072-228-8918 うけつけじかん ごぜんじ ごごじ 受付時間 午前9時～午後5時</p>
<p>こうてきだんたい まどぐち) 【公的団体の窓口】 おおさかふしゃかいふくしきょうぎかい 大阪府社会福祉協議会 うんえいてきせいかいいんかい 運営適正化委員会 ふくし くじょうかいけつついんかい 「福祉サービス苦情解決委員会」</p>	<p>しよざいじ おおさかしちゅうおうくたにまち 所在地 大阪市中央区谷町7-4-15 おおさかふしゃかいふくしかいかん かい 大阪府社会福祉会館2階 でんわばんごう 電話番号 06-6191-3130 ばんごう ファックス番号 06-6191-5660 うけつけじかん げつ きんようび しゆくじつ のぞ 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） ごぜんじ ごごじ 午前10時～午後4時</p>

16 心身の状況の把握

していせいかつかいご てききょう あ りようしゃ しんしん じょうきょう お かんきょう
指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、

た ほけんいりよう また ふくし りようじょうきょうとう はあく つと
他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 連絡調整に対する協力

せいかつかいご じぎょうしゃ していせいかつかいご りよう しちようそんまた そうだんしえんじぎょう おこな
生活介護事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うも

おこな れんらくちょうせい かぎ きょうりよく
 のが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

していせいかつかいご てききょう あた しちょうそん た していしょう ふくし じぎょうしゃおよ ほけん
 指定生活介護の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健
 いりょう ふくし てききょうしゃ みっせつ れんけい つと
 医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

① していせいかつかいご じっし てききょう び ないよう じっせきじかんすうおよ りようしゃ
 指定生活介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者
 ふたながくとく てききょう しゅうりょうじ りようしゃ かくにん う
 負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

② していせいかつかいご じっし てききょうじっせききろくひょう きろく おこな りようしゃ
 指定生活介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の
 かくにん う
 確認を受けます。

③ きろく さーびすかんけつ ひ ねんかんほぞん りようしゃ じぎょうしゃ たい
 これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して
 ほぞん てききょうきろく えつらんおよ ふくしゃぶつ こうふ せいきゅう
 保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
 ふくしゃどう ひょう じっぴ ふたん
 (複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

20 指定生活介護サービス内容の見積もりについて

けいやく さい りようしゃ ないよう おう みつ けいやくしょべっし さくせい
 契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

<p>かんせんしょうたいさく 感染症対策</p>	<p>じぎょうしりようしゃ どう たしや かんせん しつべい 事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であるこ とを、いし しんだん ばあい いし かんちれんらく で じぎょうしりよう とを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用 でき は出来ません。</p>
<p>せつび きぐ りよう 設備・器具の利用</p>	<p>じぎょうしよない せつび きぐ ほんらい ようほう したが りよう 事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。こ れに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくこ とがあります。</p>
<p>きちょうひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>きちょうひん りようしゃ せきにん かんり 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。</p>

	<p>自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。</p>
喫煙	<p>事業所建物内及び事業所敷地内は全面禁煙です。</p>
飲酒	<p>事業所で飲酒することは認められません。悪質な場合は契約を解約させていただきます。</p>
宗教活動 政治活動 営利活動	<p>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>
他傷行為について	<p>利用者が故意により他の利用者または職員を傷つけた場合、自宅謹慎等の処置等を取らせていただくことがあります。他傷行為が続く場合は契約を解約させていただきます。</p>
事業所内の備品の破損について	<p>利用者が故意により事業所の建物や備品を破損した場合、実費をもって弁済していただきます。以降、繰り返すおそれが認められる場合は個人での損害賠償保険加入を契約継続の条件とさせていただきます。また、故意による破損行為が頻回で事業所等に甚大な被害が認められた場合は契約を解約させていただきます。</p>

22 第三者評価の実施状況

<p>実施している</p>	<p>実施していない</p>
<p>【実施日： 年 月 日】</p>	<p>【評価機関名： 】</p>
<p>【結果の開示状況： 】</p>	<p>【 】</p>

23 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

24 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

じょうきないよう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ
 上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

もと していしょうがいふくし じぎょうとう じんいん せつびおよ うんえい かん きじゆん へいせい
 に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18

ねんこうせいろうどうしょうれいだい ごう だい じょう きてい もと りようしゃ せつめい おこな
 年厚生労働省令第171号) 第9条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

じぎょうしゃ 事業者	しょざいち 所在地	おおさかふさかいしひがしくひ きしょうにしまち ちょう ばん ごう 大阪府堺市東区日置荘西町8丁1番1号
	ほうじんめい 法人名	しゃかいふくしほうじん まど 社会福祉法人こころの窓
	だいひようしゃめい 代表者名	りじちよう たなかけんご 理事長 田中研吾 印
	じぎょうしょめい 事業所名	あお とり 青い鳥
	せつめいしゃしめい 説明者氏名	印

じょうきないよう せつめい じぎょうしゃ たし う
 上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

りようしゃ 利用者	じゅうしょ 住所	
	しめい 氏名	印

だいにん 代理人	じゅうしょ 住所	
	しめい 氏名	印

